

富山広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山市が富山広域連携中枢都市圏ビジョンを策定するにあたり、有識者等からの幅広い意見の聴取等を行うため、富山広域連携中枢都市圏ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 懇談会は、次に掲げる者を委員とし、20人以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 前項に定めるほか、懇談会にオブザーバーを置く。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。

- 2 委員が欠けた場合、市長が必要と認めるときは、新たな委員を置くものとし、その委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(座長)

第4条 懇談会に座長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 懇談会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、富山市企画管理部企画調整課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。